川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する 規則(案)

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則(昭和39年川崎市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2川崎市立養護学校の項中



附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

制定理由

養護学校に小学部を設置するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
○川崎市立学校の課程、学	川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則			○川崎市立学校の課程、	学科及び部の設置に関する規則		
	昭和39年4月1日教委規則第1号				昭和39年4月1日教委規則第1号		
(第1条~別表第1 略)				(第1条~別表第2 略)			
別表第2(特別支援学校)				別表第2(特別支援学校)			
名称	部、学科等			名称	部、学科等		
川崎市立聾(ろう)学校	幼稚部			川崎市立聾 (ろう) 学校	幼稚部		
	小学部				小学部		
	中学部				中学部		
	高等部本科	普通科	,		高等部本科	普通科	
		ライフクリエイト科	,			ライフクリエイト科	
川崎市立養護学校	小学部			川崎市立養護学校	中学部		
	中学部						
	高等部		,		高等部		
川崎市立田島養護学校	小学部			川崎市立田島養護学校	小学部		
	中学部		,		中学部		
	高等部				高等部		
	<u> </u>		L				

「川崎市立養護学校」の小学部設置について

重複障害特別支援学級(通称たんぽぽ学級)の現状

1 設立の経緯

就学猶予・免除をしていた重複障害児の 学びの場として、昭和44年に大戸小学 校に、昭和49年に稲田小学校に「重複 障害児学級(通称たんぽぽ学級)」が開 設された。

2.対象児童

就学指導委員会で「重複障害特別支援学級又は特別支援学校適」と判断を受けた 児童

3.法的位置づけ

学校教育法第81条に基づく特別支援学級という位置づけ。

4. 在籍児童生徒数(H25年度)

- 大戸小学校5 障害種 6 学級 24 名
- 稲田小学校3 障害種 4 学級 23 名

5.特色

- ・重複障害児童の重要な学びの場を担う (特別支援学校小学部を合わせて全 市の約34%をカバー)
- ・小学校の児童と重複障害児童の日常的な交流及び共同学習の実践

重複障害特別支援学級の課題

<u>〇全国にも例がない制度であり、重複障害</u> 児童に応じた教育には課題がある

学校教育法第81条に基づく特別支援 学級の制度は、軽度の障害児童に対する もので、特別支援学校に該当する重複障 害児童に応じた教育を行うには教員定 数等の課題がある。

○独自措置に支えられた学級運営

県独自の特別支援学級複数担任加配 教員や市独自の介助員の配置に頼った 学級運営

○特別支援学級を併置できない

同じ制度の特別支援学級を併設できないため、学区内の障害の程度が軽度の特別支援学級対象児童を受け入れられず、近隣の学校へ指定変更せざるを得ない。

○在籍児童生徒の増加予想

- 全国的な特別支援学校在籍児童数の増加
- ・市内においても A 手帳を所持し、特別 支援学校への入学を希望する児童数 が多いが、相談を通じて小学校の特別 支援学級への希望調整を行っている。

この制度のままでは、本市の重複 障害児童の増加に対応は困難

課題解決に向けた方向性

- 1. 川崎市特別支援教育推進計画(平成 17 年 3 月)
 - ○重複障害児学級(たんぽぽ学級)については、・・・、それぞれの学級ごとに・・・、特別支援教室(仮称)か養護学校の小学部の 分校又は分教室とする方向で検討。
- 2. 川崎市特別支援学校再編整備検討委員会の最終報告「川崎市特別 支援学校及び重複障害特別支援学級の在り方について」(平成 23 年 1 月)
 - ○交流及び共同学習を推進し、・・手厚い教員配置によるきめ細やか な教育の・・・川崎市立養護学校の小学部の分校又は分教室と位 置付けることが望ましい。
- 3. かわさき教育プラン第3期実行計画(平成23年3月)
 - ○大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級については、重 複障害児童に応じたきめ細やかな教育と通常の学級児童との交流 の充実を図るため、<u>市立養護学校の分教室(または分校)化</u>に向 けた準備を進める。
- 4. 特別支援教育推進検討委員会の中間まとめ(平成25年3月)
 - 〇小学部が知肢併置であることや、本校から距離があることを考えた学校運営の観点から、川崎市立大戸小学校と川崎市立稲田小学校の重複障害特別支援学級は、川崎市立養護学校の小学部分校とし、両校に特別支援学級を新たに設置することが望ましい。

特別支援学校分校設置の認可権をもつ県教育局との協議

●小学部設置(案)

川崎市立養護学校に小学部を設置し、大戸小学校と稲田小学校の重複障害特別支援学級を、当面は小学部の分教室とする。

○学校教育法

[学校の設置廃止等の認可]

- 第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更<u>その他政令で定める事項(次</u>条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。
 - 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - <u></u> 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都 道府県知事
- ② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
 - 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置で あつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

[幼稚園の設置廃止等]

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

○学校教育法施行令

第三章 認可、届出等

第一節 認可及び届出等

(法第四条第一項の政令で定める事項)

- 第二十三条 <u>法第四条第一項(法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)</u> <u>の政令で定める事項(法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。)は、次の</u> とおりとする。
 - 一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更
 - 二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。) の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の 設置及び廃止
 - 三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
 - 四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
 - 五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通 信教育の開設
 - 六 私立の大学の学部の学科の設置
 - 七 大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。)の変更
 - 八 高等専門学校の学科の設置
 - 九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃 止
 - 十 高等学校の広域の通信制の課程(法第五十四条第三項(法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。)に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。)に係る学則の変更
 - 十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更
- 2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校 の設置及び廃止とする。